

## 広島県告示第五百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、三次市君田町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、三次市長から届出があつた。

平成二十年六月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄	
町名等	字	町名等	字
君田町 東入君	七四九の一、七五〇の一 八三五の二から八三五の四まで、八三 八の四の一部、八三九の一部	木呂田山 中山	大番ノ木 木呂田山 中山
森原 八反田	一一六五 一〇六七の一、一〇六七の二 一一四八、一一四九、一一五〇の二の 一部 一一二七、一一二一の一、一一二二の 一、一一三三の三	木呂田 中山	大番ノ木 木呂田山 中山
一、一二三一の二、一二三九から一二 四一まで、一二四六の一、一二六〇の 一から一二六〇の五まで、一二七八、 一三〇二の一	八反田	君田町 東入君	

右の表の上欄の区域には、これらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部を含む。